別表(6)　退職金単価に関する覚書

会社は、退職金規定第６条の別表(３)に定める単価の改訂について、
下記のとおり覚書を締結する。

記

１．令和　年度を初年度とし、５年毎に下記の２つの資料の水準を踏まえながら、協議検討する。

①　社会経済生産性本部「生産性モデル総合賃金実態調査」従業員１００人未満の資料
②　〇〇商工会議所「賃金・退職金実態調査」

２．協議の結果、改訂がなかった場合は、翌年度も協議検討するものとし、以後も同様とする。